

国立大学附属学校園

校園長・副校園長各位

P T A 会長各位

(一社) 全国国立大学附属学校 P T A 連合会

会 長 大竹 昌士

担当副会長 谷田部秀男

幼稚園特別支援委員長 齋藤 伸

カンガルーシップ活動助成事業のご案内

拝啓 小暑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より全附P連の活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼を申し上げます。

さて、幼稚園特別支援委員会では本年度もカンガルーシップ活動助成事業を行います。本活動は校種を越えて子ども・教師・保護者が連携を持ち、理解を基盤とし共生を育むことが目的です。様々な個性を持つ者が互いに理解し共に生きる意味を自らの学び舎で経験出来るのも、大学のもと複数の校園種でつながりを持てる附属ならではの魅力のひとつでしょう。

助成事業は前年同様、理解プロジェクト活動助成、共生プロジェクト活動助成、就労支援のための活動助成、ネイバーサポート活動助成を実施いたします。

各学校園からのお申し込みをお待ちしております。

敬具

※本助成事業は「新規事業を立ち上げたい学校園」「既存の事業をより良いものにしたい学校園」を応援させていただく為のものです。

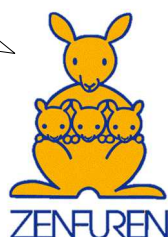
※既存の事業で前年と同じ内容で継続される予定のものは審査対象となりません。

※詳細は次項からの助成事業内容をご参照ください。

※事業実施にあたっては児童生徒をはじめとする参加者の感染症対策を十分に行っていただき、その中で新たな取り組み・気づきなどがございましたらご報告をいただければ幸いです。

※事業をお考えいただくための参考資料として昨年度採択させていただいた取り組み3件の報告書を別紙お送りします。

新規事業の立ち上げや
既存事業へのプラス α を
全附P連が応援します！



多くの申請をお待ちして
おります！

令和3年度 カンガルーシップ活動助成事業

1. 助成事業内容

(A) 理解プロジェクト活動助成事業

理解プロジェクト活動助成事業は、特別支援学校・学級に在籍する障がいのある子どもたちに対する理解啓発につながる活動への助成事業です。特別支援学校・学級PTAが主催し、自らの活動を外に向けて発信していくものに助成いたします。

理解プロジェクト活動とは、校内活動のことだけではなく、自分たちがどのような学校で、どのような生徒がいるかを伝え、附属はもとより附属以外の学校や地域住民に特別支援学校を理解してもらう活動を指します。

(B) 共生プロジェクト活動助成事業

共生プロジェクト活動助成事業は、特別支援学校・学級とそれ以外の学校園との交流の活性化を目的とする活動への助成事業です。

共生プロジェクト活動の本質は、附属学校園全てを一つの集団と考え、そこに在籍する園児、児童、生徒が障がいを特別なものとして認識するのではなく、むしろ身近にある普通のことと捉え、共に生きることの大切さや、その芽生えを促していく交流活動にあると考えています。

※主催はどちらの附属学校PTAでも構いません。

ただし、必ず参加交流される両校のPTA会長名を明記した上で、どちらか1校による申請を行ってください。

(C) 就労支援活動助成事業

就労支援活動助成事業は、理解と共生の性格を併せもち、障がいを持った子どもたちの将来の進路にかかわる就労体験、就労先開拓やそのための理解啓発活動に関する助成事業です。

特別支援学校の保護者はもとより、地域で事業活動を営む保護者が多い他の附属学校園PTAや地域の就労支援関係者などに向けて幅広く就労に対する情報を発信、開拓するPTA活動にご活用ください。

(D) ネイバーサポート活動助成事業

ネイバーサポート活動助成事業は、通常学級に在籍する発達障害（学習障害、注意欠如多動性障害、自閉症スペクトラム等）を持つ子どもに対する理解・支援のための助成事業です。

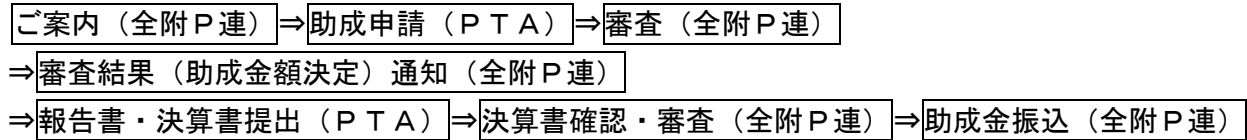
ネイバーサポート活動は、通常学級に約6.5%在籍（H23年文科省調べ）すると言われる発達障害（学習障害、注意欠如多動性障害、自閉症スペクトラム等）を持つ子どもたちに対する理解・支援のための活動を指します。

不登校やいじめで悩む当事者やその保護者が、周囲の適切な対応によって本来持っている力をのびのびと発揮した生き方へ変わっていくためには、教師、クラスメート、多くの保護者が適切な理解を共有することが必要と考えます。そのための専門家による講演会、研修会等の活動にご活用ください。

※上記(A)～(D)はホームページ上に昨年の実施報告書を掲載しておりますので、ぜひご参照ください。

2. ご案内から助成金振込までの流れ

助成金は活動後精算とさせていただきます。



※決算書の合計金額が決定助成金額を下回る場合、決算書の合計金額をお振込いたします。

3. 審査結果と助成金額について

申請書を厳正に審査したのち、**令和3年9月上旬に**、各PTA会長宛に審査結果（助成金額決定）通知を各校PTA会長宛に郵送いたします。

- 助成金額は審査による重点配分方式を採用（申請の内容によって金額は異なります）。
- 活動は、**審査結果と助成金額が決定する前に行っても構いません**。ただし内容により減額、ないし見送りの場合もございますので、4ページのガイドラインをよくお読み頂いた上でのご応募をお願いいたします。
- **特殊事情もしくは自己都合による活動中止の場合、申請取り下げの連絡をお願いいたします**。
- 助成金は理解プロジェクト、共生プロジェクト、就労支援、及びネイバーサポート活動すべてにおいて申請校のPTA口座へ振込む予定です。

4. 提出期限

《申請書》 提出期限 **令和3年7月22日（木）必着**
《報告書》 提出期限 **事業終了後2ヶ月以内 必着**

- ・申請書については、受付期限後の受理はいたしかねますのでご注意ください。
- ・助成に対する報告書の提出は必須となりますので併せてご注意ください。
- ・期限内に報告書が未提出の場合、助成対象外となります。
- ・事業が1月もしくは2月に開催される場合には、**令和4年2月28日（月）までに報告書を提出して下さい**。

5. 申請書・報告書提出先

全附連事務局

〒105-0001 東京都 港区 虎ノ門1-2-29 虎ノ門産業ビル8F
e-mail : yotoku.zenfu@gmail.com

申請書・報告書は全附連ホームページからダウンロードできます。

<http://www.zenfuren.org/>

6. 申請におけるガイドライン

活動内容について
複数年の同一事業に対する助成はできません。
大きな活動の一部に交流が加わる際には、その交流に関する活動のみに助成します。
プロジェクトの内容がPTAと学校の共催であっても、学校や大学、後援会の予算で優先すべきものへの助成はされません。
同一事業に関する重複申請はできません。
購入について
機材や備品などの（非消耗品）は、それらがPTAの資産となる場合は助成いたしますが、学校の所有物や個人の所有物となる場合には助成されません。
お客様（ご来賓・講師等）に対する飲食代は助成いたしますが、PTAの参加者への飲食代には助成されません。
販売物品に対する仕入れへの助成はいたしかねます。
助成金は活動に対するもので、活動を伴わない物品の購入には助成されません。
報告書について ※詳細は審査結果（助成金額決定）通知書に同封いたします。
報告用の書式は、助成の対象となるPTA会長宛にお送りいたします。活動終了後2ヶ月以内に活動報告書を事務局に提出してください。但し最終提出期限は、令和4年2月28日（月）までとなります。
活動報告書は写真も含め電子データにてお送りください。
ご提出いただく報告書類は、①報告書、②収支決算書、③領収書、④参加者の声（児童・生徒分）、⑤参加者の声（保護者の分）、⑥活動記録写真の6点です。
ご報告いただいた内容はホームページに掲載する予定です。参加者の声には、学年のみで、お名前を記載しないでください。写真等は掲載可能なもののみをお送りください。
収支決算書は指定する書式にて提出ください。領収書又はレシートは別添の領収書貼付用紙（A4用紙）にまとめて貼付願います。お手数ですが、決算書の明細行に番号を割り付け、各領収書へはその明細番号を付記願います。なお、領収書等は明細の分かるものを添付して下さい。

よくあるご質問

Q 1 : P T A (スタッフ) 向けのお茶・お弁当は助成対象となりますか？

A 1 : 助成対象外となります。但し、お招きしているご来賓・講師等への場合は対象となります。

Q 2 : 地域の方々をお招きしての懇親を目的とする芋煮会・お菓子作り等(飲食が事業の場合)の材料費は助成対象となりますか？

A 2 : 無料でふるまう場合には、助成対象となります。

Q 3 : 貸し切りバス・タクシー等は助成対象となりますか？

A 3 : 原則、助成対象外となります。但し、見学先等へのアクセスが公共交通機関を使えない場合等は、その詳細を申請書に記載いただき、審査通過した場合は助成いたします。

Q 4 : 遠方より講師を招へいする場合の交通費・宿泊費は助成対象になりますか？

A 4 : 助成対象になります。但し、上限を合計30,000円とさせていただきます。

Q 5 : 講師や事業所見学の際のお菓子折りは助成の対象となりますか？

A 5 : 対象となりません。

Q 6 : 遊具・椅子・机・清掃道具等の資産となる物品(非消耗品)は助成対象となりますか？

A 6 : 資産として計上される性質の物品購入費用は助成対象外となります。ただし、それらがP T Aの資産となる場合には、助成対象となります。P T A備品と分かるような記載が必要となります。

以上